

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1816-1	9171-I-7-0	山林	0.37	スギ・ヒノキ	58				
2	津市美杉町八知字山ノ垣内1818-2	9171-I-7-0	山林	-	スギ・ヒノキ	58				
3	津市美杉町八知字矢鉢1842-11	9172-U-4-0	山林	0.92	スギ・ヒノキ	63				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸 住所 氏名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div>
---	---

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考	
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	津市美杉町八知字いもじ垣内1702-1	9172-7-7-1	畑	0.21	スギ・ヒノキ	61				
2	津市美杉町八知字いもじ垣内1702-3	9172-7-7-1	畑	-	スギ・ヒノキ	61				
3	津市美杉町八知字いもじ垣内1705	9172-7-7-1	畑	-	スギ・ヒノキ	61				
4	津市美杉町八知字いもじ垣内1705-1	9172-7-7-1	山林	-	スギ・ヒノキ	61				
5	津市美杉町八知字いもじ垣内1706	9172-7-7-1	畑	-	スギ・ヒノキ	61				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所 津市西丸之内 2 3 番 1 号 氏 名 津市長 前 葉 泰 幸 住 所 XXXXXXXXXX 氏 名 XXXXXXXXXX
---	---

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-3	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称) 津市長 前 葉 泰 幸			(所在地) 津市西丸之内23番1号		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1806	9171-㌺-8-0	山林	0.15	スギ・ヒノキ	57	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添画面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字山ノ垣内1821-1	9171-㌺-8-0	山林	-	スギ・ヒノキ	57						
3	津市美杉町八知字山ノ垣内1821-3	9171-㌺-8-0	山林	-	スギ・ヒノキ	57						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1806	9171-ク-8-0	山林	0.15	スギ・ヒノキ	57				
2	津市美杉町八知字山ノ垣内1821-1	9171-ク-8-0	山林	-	スギ・ヒノキ	57				
3	津市美杉町八知字山ノ垣内1821-3	9171-ク-8-0	山林	-	スギ・ヒノキ	57				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸 住所 氏名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
---	---

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字矢鉢1842-12	9172-ウ-1-0	山林	4.65	スギ・ヒノキ	53				
2	津市美杉町八知字矢鉢1861-10	9173-イ-3-0	山林	0.36	ヒノキ	61				
3	津市美杉町八知字矢鉢1861-15	9172-イ-5-0	山林	0.20	スギ・ヒノキ	55				
以下余白										
別紙のとおり										

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名				備考
1	津市美杉町八知字矢鉢1842-12	山林	4.65	2	[Redacted]				
2	津市美杉町八知字矢鉢1861-10	山林	0.36	2					
3	津市美杉町八知字矢鉢1861-15	山林	0.20	2					
以下余白									

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所 津市西丸之内23番1号
氏名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字いもじ垣内1704-1	9172-7-9-1	山林	0.81	スギ・ヒノキ	66				
2	津市美杉町八知字いもじ垣内1704-2	9172-7-9-1	山林	-	スギ・ヒノキ	66				
3	津市美杉町八知字いもじ垣内1711	9172-7-9-1	山林	-	スギ・ヒノキ	66				
以下余白										

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸</p> <p>住所 氏名 [REDACTED]</p>
--	--

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1819	9171-ケ-7-0	山林	0.05	スギ・ヒノキ	46				
以 下 余 白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所 氏 名 住 所 氏 名	津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市長 前 葉 泰 幸 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 10px auto;"></div>
---	------------------------------	--

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-8	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字上親1441	9173-I-5-0	保安林	2.32	スギ・ヒノキ	63	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字上親1441-1	9173-I-5-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63						
3	津市美杉町八知字上親1442	9173-I-5-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63						
4	津市美杉町八知字上親1443	9173-I-5-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63						
5	津市美杉町八知字上親1480	9173-I-8-0	保安林	0.81	スギ	61						
6	津市美杉町八知字上親1481	9173-I-8-0	保安林	-	スギ	61						
7	津市美杉町八知字上垣内1678	9172-I-3-0	山林	0.24	スギ	66						
8	津市美杉町八知字矢鉢1842-2	9171-キ-3-0	山林	6.75	スギ・ヒノキ	68						
9	津市美杉町八知字矢鉢1842-6	9171-キ-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	68						
10	津市美杉町八知字矢鉢1844-4	9171-キ-3-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	68						
11	津市美杉町八知字矢鉢1844-6	9171-キ-3-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	68						
番号8~11の面積は、整理番号美杉 3- 9 番号1と合算して記載しています。												
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字上親1441	9173-I-5-0	保安林	2.32	スギ・ヒノキ	63				
2	津市美杉町八知字上親1441-1	9173-I-5-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63				
3	津市美杉町八知字上親1442	9173-I-5-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63				
4	津市美杉町八知字上親1443	9173-I-5-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63				
5	津市美杉町八知字上親1480	9173-I-8-0	保安林	0.81	スギ	61				
6	津市美杉町八知字上親1481	9173-I-8-0	保安林	-	スギ	61				
7	津市美杉町八知字上垣内1678	9172-I-3-0	山林	0.24	スギ	66				
8	津市美杉町八知字矢鉢1842-2	9171-キ-3-0	山林	6.75	スギ・ヒノキ	68				
9	津市美杉町八知字矢鉢1842-6	9171-キ-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	68				
10	津市美杉町八知字矢鉢1844-4	9171-キ-3-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	68				
11	津市美杉町八知字矢鉢1844-6	9171-キ-3-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	68				
番号8～11の面積は、理番号美杉 3- 9 番号1と合算して記載しています。										
以下余白										

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>津市美杉町</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住所 氏名</p> <p>津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸</p> <p>住所 氏名</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
---	--

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-9	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		津市長 前 葉 泰 幸					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字矢鉢1842-13	9171-キ-3-0	山林	6.75	スギ・ヒノキ	68	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。</p>
		番号1の面積は、整理番号美杉 3- 8 番号8~11と合算して記載しています。										
以下余白												

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-10	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字神河1589-1	9172-オ-10-0	山林	2.94	スギ・ヒノキ	67	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権者が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権者が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。ただし、経営管理実施権者が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権者が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字神河1596-1	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
3	津市美杉町八知字神河1598-1	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
4	津市美杉町八知字神河1598-2	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
5	津市美杉町八知字神河1599	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
6	津市美杉町八知字神河1600	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
7	津市美杉町八知字神河1601	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
8	津市美杉町八知字神河1602	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
9	津市美杉町八知字神河1602-1	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
10	津市美杉町八知字田中1604	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
11	津市美杉町八知字田中1606	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
12	津市美杉町八知字田中1607	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
13	津市美杉町八知字田中1610-1	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
14	津市美杉町八知字田中1611	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						
15	津市美杉町八知字田中1612	9172-オ-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67						

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-11	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字田中1638	9172-㏶-3-0	山林	2.01	スギ・ヒノキ	63	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いが行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字田中1638-1	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
3	津市美杉町八知字田中1639	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
4	津市美杉町八知字田中1640-1	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字田中1638	9172-オ-3-0	山林	2.01	スギ・ヒノキ	63				
2	津市美杉町八知字田中1638-1	9172-オ-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63				
3	津市美杉町八知字田中1639	9172-オ-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63				
4	津市美杉町八知字田中1640-1	9172-オ-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63				
以下余白										

別紙のとおり

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名				備考
1	津市美杉町八知字田中1638	山林	2.01	2	[Redacted]				
2	津市美杉町八知字田中1638-1	山林	-	2					
3	津市美杉町八知字田中1639	山林	-	2					
4	津市美杉町八知字田中1640-1	山林	-	2					
以下余白									

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所 津市西丸之内23番1号
氏名 津市長 前葉 泰幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-12	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)			(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林														
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	津市美杉町八知字田中1644	9172-I-9-0	畑	1.56	スギ	55	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。		
2	津市美杉町八知字田中1644-1	9172-I-9-0	畑	-	スギ	55								
3	津市美杉町八知字田中1644-2	9172-I-9-0	山林	-	スギ	55								
4	津市美杉町八知字田中1645	9172-I-9-0	畑	-	スギ	55								
5	津市美杉町八知字田中1646	9172-I-9-0	畑	-	スギ	55								
6	津市美杉町八知字田中1649	9172-I-9-0	山林	-	スギ	55								
7	津市美杉町八知字田中1652	9172-I-9-0	山林	-	スギ	55								
8	津市美杉町八知字田中1653	9172-I-9-0	畑	-	スギ	55								
9	津市美杉町八知字田中1654	9172-I-9-0	山林	-	スギ	55								
10	津市美杉町八知字田中1655-1	9172-I-9-0	原野	-	スギ	55								
11	津市美杉町八知字矢鉢1842-8	9172-I-3-0	山林	0.94	スギ・ヒノキ	63								
以下余白														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字田中1644	9172-I-9-0	畑	1.56	スギ	55				
2	津市美杉町八知字田中1644-1	9172-I-9-0	畑	-	スギ	55				
3	津市美杉町八知字田中1644-2	9172-I-9-0	山林	-	スギ	55				
4	津市美杉町八知字田中1645	9172-I-9-0	畑	-	スギ	55				
5	津市美杉町八知字田中1646	9172-I-9-0	畑	-	スギ	55				
6	津市美杉町八知字田中1649	9172-I-9-0	山林	-	スギ	55				
7	津市美杉町八知字田中1652	9172-I-9-0	山林	-	スギ	55				
8	津市美杉町八知字田中1653	9172-I-9-0	畑	-	スギ	55				
9	津市美杉町八知字田中1654	9172-I-9-0	山林	-	スギ	55				
10	津市美杉町八知字田中1655-1	9172-I-9-0	原野	-	スギ	55				
11	津市美杉町八知字矢鉢1842-8	9172-I-3-0	山林	0.94	スギ・ヒノキ	63				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸 住所 氏名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
---	---

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字矢鉢1842-9	9172-ウ-3-0	山林	1.94	スギ・ヒノキ	55				
2	津市美杉町八知字矢鉢1842-10	9172-ウ-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	55				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	[REDACTED]		

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-14	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所 在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字田中1616-2	9172-㏶-3-0	山林	5.01	スギ・ヒノキ	63	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。 ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字田中1630	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
3	津市美杉町八知字田中1631	9172-㏶-3-0	畑	-	スギ・ヒノキ	63						
4	津市美杉町八知字田中1631-1	9172-㏶-3-0	原野	-	スギ・ヒノキ	63						
5	津市美杉町八知字田中1632	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
6	津市美杉町八知字田中1635	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
7	津市美杉町八知字田中1635-1	9172-㏶-3-0	原野	-	スギ・ヒノキ	63						
8	津市美杉町八知字田中1636	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
9	津市美杉町八知字田中1636-1	9172-㏶-3-0	原野	-	スギ・ヒノキ	63						
10	津市美杉町八知字田中1637	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
11	津市美杉町八知字田中1640	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
12	津市美杉町八知字田中1641	9172-㏶-3-0	畑	-	スギ・ヒノキ	63						
13	津市美杉町八知字田中1642	9172-㏶-3-0	畑	-	スギ・ヒノキ	63						
14	津市美杉町八知字田中1643-1	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
15	津市美杉町八知字田中1643-2	9172-㏶-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-15	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1791	9172-7-2-0	畑	0.25	スギ	79	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いが行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1791	9172-7-2-0	畑	0.25	スギ	79				
番号1の面積は、整理番号美杉3-16の番号1、2と整理番号美杉3-17の番号1と合算して記載しています。										
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名			


（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-16	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1795	9172-ア-2-0	畑	0.25	スギ	79	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字山ノ垣内1804-1	9172-ア-2-0	畑	-	スギ	79						
番号1、2の面積は、整理番号美杉3-15の番号1と整理番号美杉3-17の番号1と合算して記載しています。												
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1795	9172-7-2-0	畑	0.25	スギ	79				
2	津市美杉町八知字山ノ垣内1804-1	9172-7-2-0	畑	-	スギ	79				
番号1、2の面積は、整理番号美杉3-15の番号1と整理番号美杉3-17の番号1と合算して記載しています。										
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸		
							住所 氏名			

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-17	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		津市長 前 葉 泰 幸					(氏名又は名称)		津市西丸之内23番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1804-2	9172-ア-2-0	宅地	0.25	スギ	79	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
番号1の面積は、整理番号美杉3-15の番号1と整理番号美杉3-16の番号1、2と合算して記載しています。												
以 下 余 白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1804-2	9172-7-2-0	宅地	0.25	スギ	79				
番号1の面積は、整理番号美杉3-15の番号1と整理番号美杉3-16の番号1、2と合算して記載しています。										
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所 氏名			

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-18	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字上垣内1677	9172-7-4-0	山林	7.49	スギ・ヒノキ	73	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字上垣内1677-1	9172-7-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
3	津市美杉町八知字上垣内1677-2	9172-7-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
4	津市美杉町八知字上垣内1679-1	9172-7-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
番号1~4の面積は、整理番号美杉3-19の番号1~21と合算して記載しています。												
以 下 余 白												

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-19	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の 始期	経営管理権の存 続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき金 銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき 時期、相手方 及び方法	備考
1	津市美杉町八知字いもじ垣内1712	9172-ア-4-0	山林	7.49	スギ・ヒノキ	73	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、津市森林整備 計画に基づき、存続期間中に、 間伐を1回実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される場 合は、経営管理実施権者が提 示した企画提案書に基づいて、 森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回 数、林道等からの目視によって 判断できる限りで気象害等の確 認を行う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は、経 営管理実施権者が確認を行う ものとする。 間伐は森林の現況や林地の 状態を把握した上で山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様性に 配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行 うために要した経費は乙が負担し、乙が実 施する間伐の結果生じた木材の販売によ る収益は乙のものとする。なお、原則として 乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された 場合、経営管理実施権者が経営管理実 施権配分計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。なお、木材の 販売収益から利用間伐及び販売の経費 (経費の見積額)を控除した額が経営 管理実施権配分計画に添付された甲に 支払う見積額を上回る場合は、その額とす る。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。 ただし、経営 管理実施権が 設定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理 実施権者から甲 に対して速やか に支払いを行う ものとする。	経営管 理権の設 定区域は 別添函面 のとおり。 ただし、ス ギ、ヒノキ 等の人工 林以外に ついで、間 伐の対象 から除く ものとする。
2	津市美杉町八知字いもじ垣内1712-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
3	津市美杉町八知字いもじ垣内1735	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
4	津市美杉町八知字いもじ垣内1736	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
5	津市美杉町八知字いもじ垣内1736-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
6	津市美杉町八知字いもじ垣内1737	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
7	津市美杉町八知字いもじ垣内1738	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
8	津市美杉町八知字いもじ垣内1738-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
9	津市美杉町八知字いもじ垣内1738-2	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
10	津市美杉町八知字山ノ垣内1739	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
11	津市美杉町八知字山ノ垣内1740	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
12	津市美杉町八知字山ノ垣内1740-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
13	津市美杉町八知字山ノ垣内1741	9172-ア-4-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	73						
14	津市美杉町八知字山ノ垣内1741-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
15	津市美杉町八知字山ノ垣内1742	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字いもじ垣内1712	9172-ア-4-0	山林	7.49	スギ・ヒノキ	73				
2	津市美杉町八知字いもじ垣内1712-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
3	津市美杉町八知字いもじ垣内1735	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
4	津市美杉町八知字いもじ垣内1736	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
5	津市美杉町八知字いもじ垣内1736-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
6	津市美杉町八知字いもじ垣内1737	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
7	津市美杉町八知字いもじ垣内1738	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
8	津市美杉町八知字いもじ垣内1738-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
9	津市美杉町八知字いもじ垣内1738-2	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
10	津市美杉町八知字山ノ垣内1739	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
11	津市美杉町八知字山ノ垣内1740	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
12	津市美杉町八知字山ノ垣内1740-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
13	津市美杉町八知字山ノ垣内1741	9172-ア-4-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	73				
14	津市美杉町八知字山ノ垣内1741-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
15	津市美杉町八知字山ノ垣内1742	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
16	津市美杉町八知字山ノ垣内1794	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
17	津市美杉町八知字山ノ垣内1794-1	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
18	津市美杉町八知字山ノ垣内1808	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
19	津市美杉町八知字山ノ垣内1809	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
20	津市美杉町八知字山ノ垣内1810	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
21	津市美杉町八知字山ノ垣内1813	9172-ア-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（続紙）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
22	津市美杉町八知字神河1597	9172-オ-9-0	山林	0.08	スギ	65				
23	津市美杉町八知字田中1608-1	9172-オ-9-0	山林	-	スギ	65				
24	津市美杉町八知字田中1614	9172-オ-5-0	山林	0.61	スギ・ヒノキ	67				
25	津市美杉町八知字田中1615-1	9172-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	67				
番号1～21の面積は、整理番号美杉3-18の番号1～4と合算して記載しています。										
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸]
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	[REDACTED]		

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字矢鉢1861-2	9173-I-3-0	山林	0.24	スギ・ヒノキ	63				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所	津市西丸之内23番1号		
							氏名	津市長前葉泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所			
							氏名			

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画


1 個別事項

整理番号	美杉3-21	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字田中1647	9172-I	山林	0.06	スギ	36	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字田中1655	9172-I-9-0	山林	0.07	スギ・ヒノキ	55						
以下 余 白												

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-22	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)			(所在地)		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字矢鉢1861-7	9173-4-5-0	山林	1.01	スギ・ヒノキ	68	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考	
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	津市美杉町八知字矢鉢1861-7	9173-1-5-0	山林	1.01	スギ・ヒノキ	68					
	番号1の面積は、整理番号美杉3-23の番号1、2と合算して記載しています。										
	以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸			
							住所 氏名				

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-23	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)			(所在地)		
		津市長前葉泰幸					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字矢鉢1861-8	9173-4-5-0	山林	1.01	スギ・ヒノキ	68	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字矢鉢1861-9	9173-4-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	68						
番号1、2の面積は、整理番号美杉3-22の番号1と合算して記載しています。												
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字矢鉢1861-8	9173-イ-5-0	山林	1.01	スギ・ヒノキ	68				
2	津市美杉町八知字矢鉢1861-9	9173-イ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	68				
番号1、2の面積は、整理番号美杉3-22の番号1と合算して記載しています。										
以下余白										

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">住所</td> <td style="border: none;">津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">氏名</td> <td style="border: none;">津市長前葉泰幸</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">住所</td> <td style="border: none;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">氏名</td> <td style="border: none;">[REDACTED]</td> </tr> </table>	住所	津市西丸之内23番1号	氏名	津市長前葉泰幸	住所	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]
住所	津市西丸之内23番1号								
氏名	津市長前葉泰幸								
住所	[REDACTED]								
氏名	[REDACTED]								

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-24	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)			(所在地)		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字上親1478	9173-イ-4-0	山林	0.97	スギ・ヒノキ	61	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字上親1479	9173-イ-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	61						
3	津市美杉町八知字田中1603-2	9172-オ-11-0	山林	0.74	スギ・ヒノキ	52						
4	津市美杉町八知字田中1603-3	9172-オ-11-0	山林	-	スギ・ヒノキ	52						
5	津市美杉町八知字田中1633	9172-オ-3-0	山林	0.10	スギ	63						
6	津市美杉町八知字田中1634	9172-オ-3-0	山林	-	スギ	63						
7	津市美杉町八知字田中1634-1	9172-オ-3-0	山林	-	スギ	63						
8	津市美杉町八知字矢鉢1842-7	9171-キ-5-0	山林	2.49	スギ・ヒノキ	56						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字上親1478	9173-イ-4-0	山林	0.97	スギ・ヒノキ	61				
2	津市美杉町八知字上親1479	9173-イ-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	61				
3	津市美杉町八知字田中1603-2	9172-オ-11-0	山林	0.74	スギ・ヒノキ	52				
4	津市美杉町八知字田中1603-3	9172-オ-11-0	山林	-	スギ・ヒノキ	52				
5	津市美杉町八知字田中1633	9172-イ-3-0	山林	0.10	スギ	63				
6	津市美杉町八知字田中1634	9172-オ-3-0	山林	-	スギ	63				
7	津市美杉町八知字田中1634-1	9172-オ-3-0	山林	-	スギ	63				
8	津市美杉町八知字矢鉢1842-7	9171-キ-5-0	山林	2.49	スギ・ヒノキ	56				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名			

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-25	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町八知字いもじ垣内1710-1	9172-ア-6-0	保安林	1.23	スギ・ヒノキ	58	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町八知字いもじ垣内1713	9172-ア-6-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	58						
3	津市美杉町八知字いもじ垣内1715	9172-ア-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	58						
4	津市美杉町八知字いもじ垣内1717	9172-ア-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	58						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字いもじ垣内1710-1	9172-7-6-0	保安林	1.23	スギ・ヒノキ	58				
2	津市美杉町八知字いもじ垣内1713	9172-7-6-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	58				
3	津市美杉町八知字いもじ垣内1715	9172-7-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	58				
4	津市美杉町八知字いもじ垣内1717	9172-7-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	58				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸 住所 氏名 <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>
---	---

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-26	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)					(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林																
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1818-3	9171-I-6-0	山林	2.13	スギ・ヒノキ	45	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。				
2	津市美杉町八知字山ノ垣内1839-1	9171-I-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	45										
以下余白																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町八知字山ノ垣内1818-3	9171-I-6-0	山林	2.13	スギ・ヒノキ	45				
2	津市美杉町八知字山ノ垣内1839-1	9171-I-6-0	山林	—	スギ・ヒノキ	45				
以下余白										

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">住所</td> <td style="width: 60%; border: none;">津市西丸之内23番1号</td> <td style="width: 20%; border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">氏名</td> <td style="border: none;">津市長前葉泰幸</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">住所</td> <td colspan="2" style="border: none; background-color: black; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">氏名</td> <td colspan="2" style="border: none;"></td> </tr> </table>	住所	津市西丸之内23番1号		氏名	津市長前葉泰幸		住所			氏名		
住所	津市西丸之内23番1号												
氏名	津市長前葉泰幸												
住所													
氏名													

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3） （A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考	
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	津市美杉町川上字下瀬戸4687	9185-オ-5-0	山林	0.79	スギ・ヒノキ	73				
	以 下 余 白									

別紙のとおり

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名				備考
1	津市美杉町川上字下瀬戸4687	山林	0.79	2					
	以下余白								

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 津市西丸之内23番1号
氏 名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所
氏 名
住 所
氏 名

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-28	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町川上字流タニ617	9216-ウ-4-0	山林	10.10	スギ・ヒノキ	59	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いが行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町川上字流タニ618	9216-ウ-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
3	津市美杉町川上字流タニ619	9216-ウ-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
4	津市美杉町川上字流タニ622	9216-ウ-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
5	津市美杉町川上字流タニ623	9216-ウ-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
6	津市美杉町川上字流タニ623-1	9216-ウ-4-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
7	津市美杉町川上字倉ノ谷691	9216-ウ-4-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	59						
8	津市美杉町川上字倉ノ谷692	9216-ウ-4-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	59						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字流タニ617	9216-ウ-4-0	山林	10.10	スギ・ヒノキ	59				
2	津市美杉町川上字流タニ618	9216-ウ-4-0	山林	—	スギ・ヒノキ	59				
3	津市美杉町川上字流タニ619	9216-ウ-4-0	山林	—	スギ・ヒノキ	59				
4	津市美杉町川上字流タニ622	9216-ウ-4-0	山林	—	スギ・ヒノキ	59				
5	津市美杉町川上字流タニ623	9216-ウ-4-0	山林	—	スギ・ヒノキ	59				
6	津市美杉町川上字流タニ623-1	9216-ウ-4-0	山林	—	スギ・ヒノキ	59				
7	津市美杉町川上字倉ノ谷691	9216-ウ-4-0	保安林	—	スギ・ヒノキ	59				
8	津市美杉町川上字倉ノ谷692	9216-ウ-4-0	保安林	—	スギ・ヒノキ	59				
以下 余 白										

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td>津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>津市長 前 葉 泰 幸</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> </table>	住 所	津市西丸之内23番1号	氏 名	津市長 前 葉 泰 幸	住 所	XXXXXXXXXX	氏 名	XXXXXXXXXX
住 所	津市西丸之内23番1号								
氏 名	津市長 前 葉 泰 幸								
住 所	XXXXXXXXXX								
氏 名	XXXXXXXXXX								

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-29	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称) 津市長前葉泰幸				(所在地) 津市西丸之内23番1号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)				(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林														
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	津市美杉町川上字下瀬戸4689	9185-ホ-1	保安林	0.42	スギ	63	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。		
2	津市美杉町川上字下瀬戸4690	9185-ホ-1	保安林	-	スギ	63								
以下余白														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字下瀬戸4689	9185-オ-1	保安林	0.42	スギ	63				
2	津市美杉町川上字下瀬戸4690	9185-オ-1	保安林	-	スギ	63				
以下余白										

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住所 氏名</p> <p>住所 氏名</p>	<p>津市西丸之内23番1号 津市長 前葉泰幸</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 10px;"></div>
--	-----------------------------------	--

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字倉ノ谷690	9216-ウ-5-0	保安林	1.72	スギ・ヒノキ	60				
2	津市美杉町川上字倉ノ谷695	9216-ウ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸 住所 氏名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>
---	--

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1. 個別事項

整理番号	美杉3-31	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町川上字アヲリヤ890	9216-7-16-0	山林	2.67	スギ・ヒノキ	63	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町川上字アヲリヤ893	9216-7-16-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63						
3	津市美杉町川上字アヲリヤ893-1	9216-7-16-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63						
4	津市美杉町川上字アヲリヤ894	9216-7-16-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63						
5	津市美杉町川上字アヲリヤ895	9216-7-16-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63						
6	津市美杉町川上字アヲリヤ896	9216-7-16-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字アヲリヤ890	9216-7-16-0	山林	2.67	スギ・ヒノキ	63				
2	津市美杉町川上字アヲリヤ893	9216-7-16-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63				
3	津市美杉町川上字アヲリヤ893-1	9216-7-16-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63				
4	津市美杉町川上字アヲリヤ894	9216-7-16-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63				
5	津市美杉町川上字アヲリヤ895	9216-7-16-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63				
6	津市美杉町川上字アヲリヤ896	9216-7-16-0	山林	-	スギ・ヒノキ	63				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所</td> <td style="width: 70%;">津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>津市長前葉泰幸</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> </table>	住所	津市西丸之内23番1号	氏名	津市長前葉泰幸	住所	XXXXXXXXXX	氏名	XXXXXXXXXX
住所	津市西丸之内23番1号								
氏名	津市長前葉泰幸								
住所	XXXXXXXXXX								
氏名	XXXXXXXXXX								

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-33	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)			(所在地)		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町川上字田ノ谷633	9216-9-15-0	山林	0.16	スギ・ヒノキ	59	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙が甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町川上字田ノ谷686	9216-9-10-0	山林	0.13	スギ・ヒノキ	68						
3	津市美杉町川上字田ノ谷686-1	9216-9-10-0	山林	-	スギ・ヒノキ	68						
4	津市美杉町川上字倉ノ谷689	9216-9-6-0	山林	0.08	スギ・ヒノキ	61						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字田ノ谷633	9216-ウ-15-0	山林	0.16	スギ・ヒノキ	59				
2	津市美杉町川上字田ノ谷686	9216-ウ-10-0	山林	0.13	スギ・ヒノキ	68				
3	津市美杉町川上字田ノ谷686-1	9216-ウ-10-0	山林	—	スギ・ヒノキ	68				
4	津市美杉町川上字倉ノ谷689	9216-ウ-6-0	山林	0.08	スギ・ヒノキ	61				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸		
							住所 氏名	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>		

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-34	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢												
1	津市美杉町川上字流タニ621	9216-I-4-0	山林	0.45	ヒノキ	51												
2	津市美杉町川上字アヲリヤ765	9216-I-5-0	原野	0.13	スギ	66												
3	津市美杉町川上字アヲリヤ766	9216-I-5-0	山林	-	スギ	66												
以下余白							令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字流タニ621	9216-I-4-0	山林	0.45	ヒノキ	51				
2	津市美杉町川上字アヲリヤ765	9216-I-5-0	原野	0.13	スギ	66				
3	津市美杉町川上字アヲリヤ766	9216-I-5-0	山林	-	スギ	66				
以下余白										
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>							<p>住所 氏名</p> <p>住所 氏名</p>	<p>津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>		

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-35	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)					(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林																
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
1	津市美杉町川上字小屋ノ谷719	9216-4-9-0	山林	2.76	スギ・ヒノキ	60	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。				
2	津市美杉町川上字小屋ノ谷720	9216-4-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60										
3	津市美杉町川上字小屋ノ谷721	9216-4-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60										
4	津市美杉町川上字小屋ノ谷722	9216-4-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60										
5	津市美杉町川上字小屋ノ谷761	9216-4-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60										
6	津市美杉町川上字小屋ノ谷762	9216-4-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60										
以下余白																

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字小屋ノ谷719	9216-イ-9-0	山林	2.76	スギ・ヒノキ	60				
2	津市美杉町川上字小屋ノ谷720	9216-イ-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60				
3	津市美杉町川上字小屋ノ谷721	9216-イ-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60				
4	津市美杉町川上字小屋ノ谷722	9216-イ-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60				
5	津市美杉町川上字小屋ノ谷761	9216-イ-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60				
6	津市美杉町川上字小屋ノ谷762	9216-イ-9-0	山林	-	スギ・ヒノキ	60				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所</td> <td style="width: 70%;">津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>津市長前葉泰幸</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> </table>	住所	津市西丸之内23番1号	氏名	津市長前葉泰幸	住所	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]
住所	津市西丸之内23番1号								
氏名	津市長前葉泰幸								
住所	[REDACTED]								
氏名	[REDACTED]								

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-36	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1.	津市美杉町川上字子バ垣758	9216-4-6-0	山林	1.57	スギ・ヒノキ	66	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いが行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2.	津市美杉町川上字子バ垣759	9216-4-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66						
3.	津市美杉町川上字アヲリヤ763	9216-4-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66						
4.	津市美杉町川上字アヲリヤ763-1	9216-4-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66						
5.	津市美杉町川上字アヲリヤ873	9216-4-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66						
6.	津市美杉町川上字アヲリヤ874	9216-4-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66						
7.	津市美杉町川上字アヲリヤ875	9216-4-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字子バ垣758	9216-イ-6-0	山林	1.57	スギ・ヒノキ	66				
2	津市美杉町川上字子バ垣759	9216-イ-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66				
3	津市美杉町川上字アヲリヤ763	9216-イ-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66				
4	津市美杉町川上字アヲリヤ763-1	9216-イ-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66				
5	津市美杉町川上字アヲリヤ873	9216-イ-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66				
6	津市美杉町川上字アヲリヤ874	9216-イ-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66				
7	津市美杉町川上字アヲリヤ875	9216-イ-6-0	山林	-	スギ・ヒノキ	66				
以下余白										

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸</p> <p>住所 氏名 [REDACTED]</p>
--	--

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-37	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					津市長 前 葉 泰 幸		津市西丸之内23番1号			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町川上字向山4762	9185-7-27-0	保安林	8.42	スギ・ヒノキ	43	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙が甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町川上字向山4763	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
3	津市美杉町川上字向山4764	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
4	津市美杉町川上字向山4765	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
5	津市美杉町川上字向山4765-1	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
6	津市美杉町川上字向山4766	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
7	津市美杉町川上字向山4767	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
8	津市美杉町川上字向山4768	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
9	津市美杉町川上字向山4769	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
10	津市美杉町川上字向山4770	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
11	津市美杉町川上字向山4774-2	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
12	津市美杉町川上字向山4821	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43						
以下 余 白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考	
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	津市美杉町川上字向山4762	9185-7-27-0	保安林	8.42	スギ・ヒノキ	43					
2	津市美杉町川上字向山4763	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
3	津市美杉町川上字向山4764	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
4	津市美杉町川上字向山4765	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
5	津市美杉町川上字向山4765-1	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
6	津市美杉町川上字向山4766	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
7	津市美杉町川上字向山4767	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
8	津市美杉町川上字向山4768	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
9	津市美杉町川上字向山4769	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
10	津市美杉町川上字向山4770	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
11	津市美杉町川上字向山4774-2	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
12	津市美杉町川上字向山4821	9185-7-27-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	43					
以下余白											

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸</p> <p>住所 氏名 [REDACTED]</p>
--	--

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字倉ノ谷693	9216-ウ-2-0	保安林	1.34	スギ・ヒノキ	60				
2	津市美杉町川上字倉ノ谷694	9216-ウ-2-0	山林	—	スギ・ヒノキ	60				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所 氏 名 津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸 住 所 氏 名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
---	---

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-40	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町川上字下瀬戸4685	9185-オ-6-0	山林	0.10	スギ	51	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町川上字下瀬戸4692	9185-オ-1-0	保安林	0.64	スギ・ヒノキ	63						
3	津市美杉町川上字下瀬戸4705	9185-オ-1-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63						
4	津市美杉町川上字下瀬戸4706	9185-オ-1-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字下瀬戸4685	9185-オ-6-0	山林	0.10	スギ	51				
2	津市美杉町川上字下瀬戸4692	9185-オ-1-0	保安林	0.64	スギ・ヒノキ	63				
3	津市美杉町川上字下瀬戸4705	9185-オ-1-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63				
4	津市美杉町川上字下瀬戸4706	9185-オ-1-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	63				
以下余白										

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸</p> <p>住所 氏名 XXXXXXXXXX</p>
--	--

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字流タニ620	9216-I-5-0	山林	1.00	スギ・ヒノキ	52				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長 前 葉 泰 幸 住所 氏名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
---	---

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-42	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の 始期	経営管理権の存 続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき金 銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき 時期、相手方 及び方法	備考
1	津市美杉町川上字下瀬戸4638	9185-オ-5-0	山林	3.92	スギ・ヒノキ	73	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、津市森林整備 計画に基づき、存続期間中に、 間伐を1回実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される場 合は、経営管理実施権者が提 示した企画提案書に基づいて、 森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回 数、林道等からの目視によって 判断できる限りで気象害等の確 認を行う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合は、経 営管理実施権者が確認を行う ものとする。 間伐は森林の現況や林地の 状態を把握した上で山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様性に 配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行 うために要した経費は乙が負担し、乙が実 施する間伐の結果生じた木材の販売によ る収益は乙のものとする。なお、原則として 乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された 場合、経営管理実施権者が経営管理実 施権配分計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。なお、木材の 販売収益から利用間伐及び販売の経費 (経費の見積額)を控除した額が経営 管理実施権配分計画に添付された甲に 支払う見積額を上回る場合は、その額とす る。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。 ただし、経営 管理実施権が 設定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理 実施権者から甲 に対して速やか に支払いを行う ものとする。	経営管 理権の設 定区域は 別添函面 のとおり。 ただし、ス ギ、ヒノキ 等の人工 林以外に ついては、間 伐の対象 から除く ものとする。
2	津市美杉町川上字下瀬戸4639	9185-オ-5-0	原野	-	スギ・ヒノキ	73						
3	津市美杉町川上字下瀬戸4641-1	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
4	津市美杉町川上字下瀬戸4642	9185-オ-5-0	原野	-	スギ・ヒノキ	73						
5	津市美杉町川上字下瀬戸4662	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
6	津市美杉町川上字下瀬戸4664	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
7	津市美杉町川上字下瀬戸4665	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
8	津市美杉町川上字下瀬戸4666	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
9	津市美杉町川上字下瀬戸4667	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
10	津市美杉町川上字下瀬戸4668	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
11	津市美杉町川上字下瀬戸4669	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
12	津市美杉町川上字下瀬戸4670	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
13	津市美杉町川上字下瀬戸4671	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
14	津市美杉町川上字下瀬戸4672	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						
15	津市美杉町川上字下瀬戸4673	9185-オ-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字下瀬戸4638	9185-㏶-5-0	山林	3.92	スギ・ヒノキ	73				
2	津市美杉町川上字下瀬戸4639	9185-㏶-5-0	原野	-	スギ・ヒノキ	73				
3	津市美杉町川上字下瀬戸4641-1	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
4	津市美杉町川上字下瀬戸4642	9185-㏶-5-0	原野	-	スギ・ヒノキ	73				
5	津市美杉町川上字下瀬戸4662	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
6	津市美杉町川上字下瀬戸4664	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
7	津市美杉町川上字下瀬戸4665	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
8	津市美杉町川上字下瀬戸4666	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
9	津市美杉町川上字下瀬戸4667	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
10	津市美杉町川上字下瀬戸4668	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
11	津市美杉町川上字下瀬戸4669	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
12	津市美杉町川上字下瀬戸4670	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
13	津市美杉町川上字下瀬戸4671	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
14	津市美杉町川上字下瀬戸4672	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
15	津市美杉町川上字下瀬戸4673	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
16	津市美杉町川上字下瀬戸4674	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
17	津市美杉町川上字下瀬戸4674-1	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
18	津市美杉町川上字下瀬戸4675	9185-㏶-5-0	原野	-	スギ・ヒノキ	73				
19	津市美杉町川上字下瀬戸4677	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
20	津市美杉町川上字下瀬戸4678	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
21	津市美杉町川上字下瀬戸4679	9185-㏶-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（続紙）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
22	津市美杉町川上字下瀬戸4680	9185-㏲-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
23	津市美杉町川上字下瀬戸4681	9185-㏲-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
24	津市美杉町川上字下瀬戸4682	9185-㏲-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
25	津市美杉町川上字下瀬戸4683	9185-㏲-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
26	津市美杉町川上字下瀬戸4684	9185-㏲-5-0	山林	-	スギ・ヒノキ	73				
27	津市美杉町川上字下瀬戸4691	9185-㏲-5-0	保安林	-	スギ・ヒノキ	73				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長 前葉泰幸		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	[REDACTED]		

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-43	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町川上字倉ノ谷696	9216-4-23-0	山林	0.09	スギ・ヒノキ	63	令和8年3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙が甲に対し、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町川上字倉ノ谷696	9216-イ-23-0	山林	0.09	スギ・ヒノキ	63				
	以下余白									

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">住所</td> <td style="width: 30%;">津市西丸之内23番1号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>津市長前葉泰幸</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> </table>	住所	津市西丸之内23番1号	氏名	津市長前葉泰幸	住所	XXXXXXXXXX	氏名	XXXXXXXXXX
住所	津市西丸之内23番1号								
氏名	津市長前葉泰幸								
住所	XXXXXXXXXX								
氏名	XXXXXXXXXX								

（記載注意）

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-44	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町川上字長楽久保709	9216-イ-15-0	山林	0.57	スギ・ヒノキ	59	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象象等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町川上字子八垣725	9216-イ-15-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
3	津市美杉町川上字子八垣726	9216-イ-15-0	畑	-	スギ・ヒノキ	59						
4	津市美杉町川上字子八垣727	9216-イ-15-0	田	-	スギ・ヒノキ	59						
5	津市美杉町川上字子八垣728	9216-イ-15-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
6	津市美杉町川上字子八垣729	9216-イ-15-0	畑	-	スギ・ヒノキ	59						
7	津市美杉町川上字子八垣730	9216-イ-15-0	田	-	スギ・ヒノキ	59						
8	津市美杉町川上字子八垣731	9216-イ-15-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
9	津市美杉町川上字子八垣732	9216-イ-15-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
10	津市美杉町川上字子八垣733	9216-イ-15-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
11	津市美杉町川上字子八垣734	9216-イ-15-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
12	津市美杉町川上字子八垣739	9216-イ-15-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						
13	津市美杉町川上字子八垣752	9216-イ-15-0	田	-	スギ・ヒノキ	59						
14	津市美杉町川上字子八垣753	9216-イ-15-0	田	-	スギ・ヒノキ	59						
15	津市美杉町川上字子八垣755	9216-イ-15-0	山林	-	スギ・ヒノキ	59						

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-46	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)			(所在地)		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町川上字下瀬戸4717	9185-ウ-3-0	山林	1.10	スギ・ヒノキ	57	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町川上字下瀬戸4718	9185-ウ-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	57						
面積については、整理番号美杉3-47の番号1~2と合算して記載しています。												
以 下 余 白												

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-47	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)	(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町川上字下瀬戸4714-2	9185-ウ-3-0	山林	1.10	スギ・ヒノキ	57	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町川上字下瀬戸4715-2	9185-ウ-3-0	山林	-	スギ・ヒノキ	57						
面積については、整理番号美杉3-46の番号1~2と合算して記載しています。												
以下余白												

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町川上字下瀬戸4714-2	山林	1.10	4	[Redacted]	
2	津市美杉町川上字下瀬戸4715-2	山林	-	4		
	面積については、整理番号美杉3-46の番号1~2と合算して記載しています。					
	以下余白					

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所 津市西丸之内23番1号
氏名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

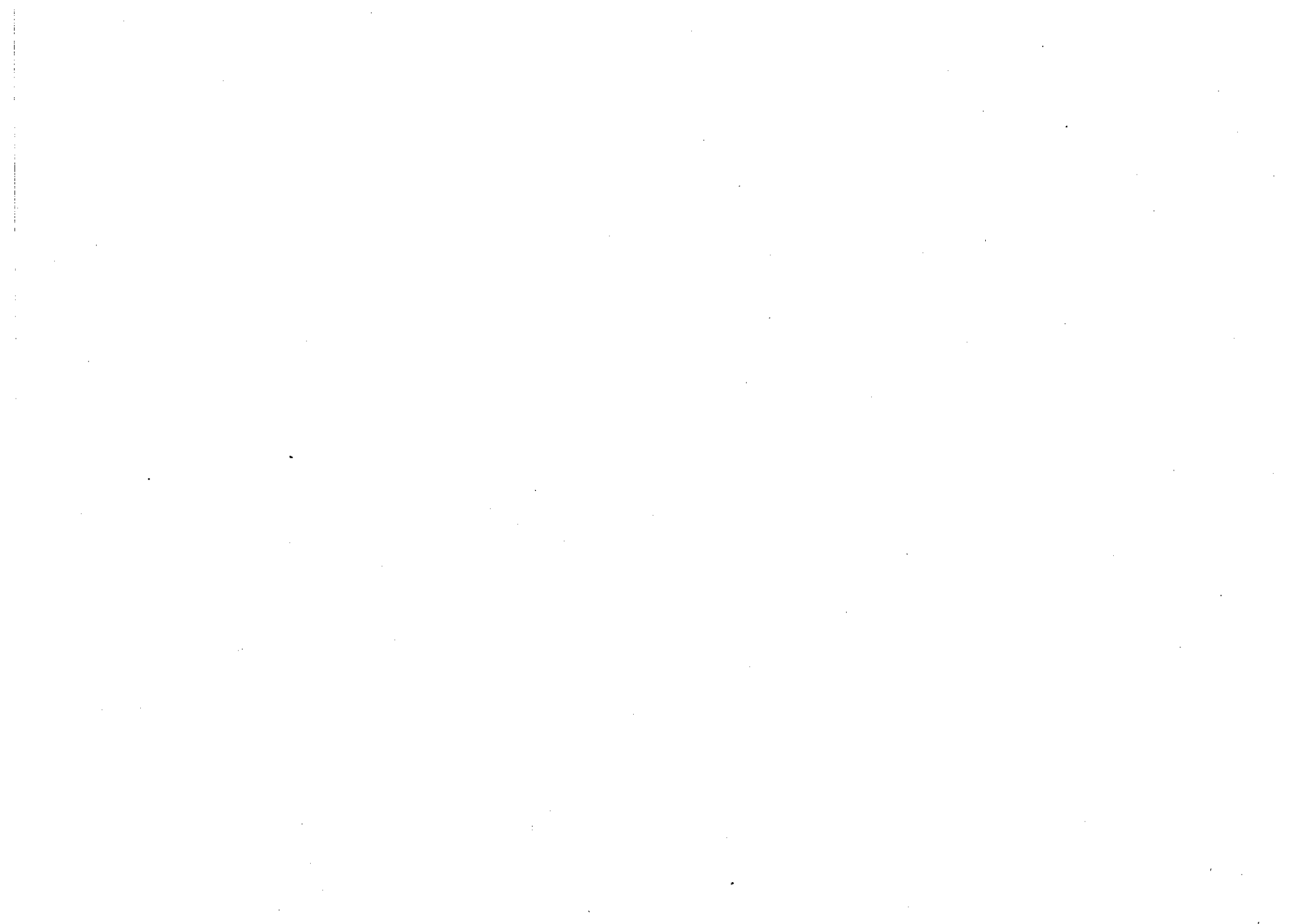
番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名	備考
1	津市美杉町川上字下瀬戸4714-2	山林	1.10	4	[Redacted]	
2	津市美杉町川上字下瀬戸4715-2	山林	-	4		
面積については、整理番号美杉3-46の番号1~2と合算して記載しています。						
以 下 余 白						

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 津市西丸之内23番1号
氏 名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 [Redacted]
氏 名 [Redacted]



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-49	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町上多気字石神506-7	9056-I-16-0	山林	1.57	スギ・ヒノキ	44	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町上多気字石神506-8	9056-I-16-0	山林	-	スギ・ヒノキ	44						
3	津市美杉町上多気字石神506-11	9056-I-16-0	山林	-	スギ・ヒノキ	44						
4	津市美杉町上多気字石神506-12	9056-I-16-0	山林	-	スギ・ヒノキ	44						
以下余白												

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名				備考
1	津市美杉町上多気字石神506-7	山林	1.57	2	[Redacted]				
2	津市美杉町上多気字石神506-8	山林	-	2					
3	津市美杉町上多気字石神506-11	山林	-	2					
4	津市美杉町上多気字石神506-12	山林	-	2					
	以下余白								

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 津市西丸之内23番1号

氏 名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

氏 名 [Redacted]

経営管理権集積計画対象森林内訳および権利を設定することについての同意書（共有林等）

番号	所在	登記地目	面積 ha	所有者 の数	所有者氏名				備考
1	津市美杉町上多気字石神506-7	山林	1.57	2	[Redacted]				
2	津市美杉町上多気字石神506-8	山林	-	2					
3	津市美杉町上多気字石神506-11	山林	-	2					
4	津市美杉町上多気字石神506-12	山林	-	2					
	以下余白								

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所 津市西丸之内23番1号

氏名 津市長 前 葉 泰 幸

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]



経営管理権集積計画


1 個別事項

整理番号	美杉3-50	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町上多気字小谷608	9056-I-30-0	山林	1.26	スギ・ヒノキ	53	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。</p>	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p> <p>ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。</p>
以下 余 白												

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-51	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町上多気字小谷563	9056-I-24-0	山林	0.22	スギ・ヒノキ	64	令和8年3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
	以下余白											

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町上多気字小谷563	9056-I-24-0	山林	0.22	スギ・ヒノキ	64				
以下余白										
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）							住所 氏名	津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸		
							住所 氏名			

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	美杉3-52	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林												
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津市美杉町上多気字石神506-5	9056-I-17-0	山林	0.87	スギ	65	令和8年 3月16日 (公告月日)	15年 (令和23年 3月15日)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、津市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等からの目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態を把握した上で山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮し実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。なお、原則として乙は間伐材の搬出、販売は行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。ただし、スギ、ヒノキ等の人工林以外については、間伐の対象から除くものとする。
2	津市美杉町上多気字石神506-10	9056-I-17-0	山林	-	スギ	65						
3	津市美杉町上多気字高保田533	9056-I-17-0	山林	-	スギ	65						
以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者			備考
番号	所在	林小班	登記地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	津市美杉町上多気字石神506-5	9056-I-17-0	山林	0.87	スギ	65				
2	津市美杉町上多気字石神506-10	9056-I-17-0	山林	-	スギ	65				
3	津市美杉町上多気字高保田533	9056-I-17-0	山林	-	スギ	65				
以下余白										

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所 氏名 津市西丸之内23番1号 津市長前葉泰幸 住所 氏名 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
---	---

（記載注意）

- （1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は境界明確化の際に実施した実測面積を記載することとする。
 なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙（経営管理実施権が設定された時には、経営管理実施権者）が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。